



発行
東京都

目次

告示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（保健医療局健康安全部薬務課）…一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…二

告示

● 東京都告示第八百九十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年九月五日

東京都知事 小池百合子

- 一 失効する知事指定薬物の名称
別表のとおり
- 二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医

療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第八十五号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和七年九月八日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)－1－ベンゾイル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類	1Bz－LSD
(2)	tert－ブチル 3－[2－（ジメチルアミノ）エチル] インドール－1－カルボキシレート及びその塩類	NBoc－DMT、NB－DMT
(3)	(4S，5S)－5－（4－フルオロフェニル）－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン、(4R，5R)－5－（4－フルオロフェニル）－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン及びそれらの塩類	4F－4－MAR、4－fluoro－4－Methylaminorex、para－fluoro－4－methylaminorex、4F－MAR、4－FPO

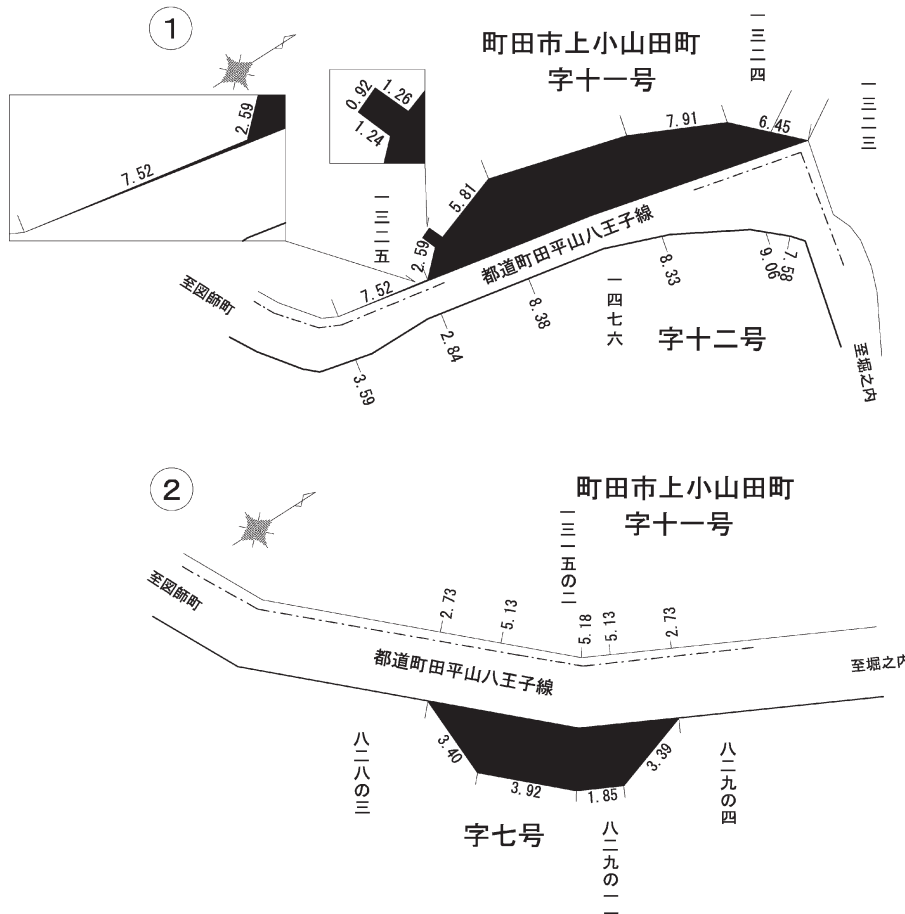
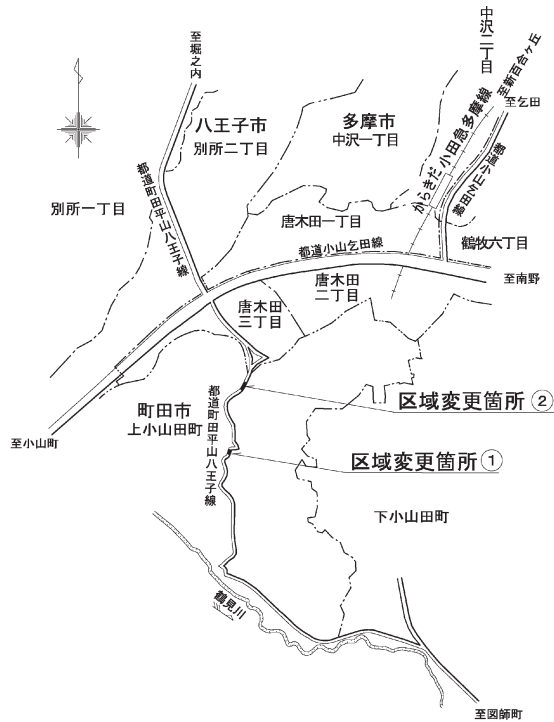
●東京都告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年九月五日から起算して二週間

別図

都道町田平山八王子線区域変更略図
町田市上小山田町地内

都道
市道
編入区域
延長 四八・五七メートル
面積 一四五・九四平方メートル



東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年九月五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 町田平山八王子
二 変更の区間 町田市上小山田町字十一号千三百二十五

三 変更の概要

番地内から同市上小山田町字七号八百二十九番十一地内まで
別図表示のとおり

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

